

# 清代後期四川における地方財政の形成

— 会館と釐金 —

山 本 進

【要旨】 嘉慶以降、国家財政が窮乏化すると、独自の財源を持たない地方当局は商税に注目するようになる。四川省巴県（重慶）では、既に乾隆期から差務と呼ばれる地方行政協力費が商人層より半強制的に徴収されていたが、嘉慶白蓮教反乱鎮圧のための軍差賦課を契機として次第に強化・恒常化されるようになった。咸豊以降、差務は釐金の付加税部分に収斂され、従来公的には殆ど認められていなかった地方財政を不完全ながら制度化させた。

差務負担の公平化と忌避の防止を図るため、商人は同業者間の結束を強化した。その役割を担ったのが幫である。幫は会館の下部団体で同業組合中心に組織され、各牙行を介して差務そして釐金の徴収を請け負い、清末以降商會を形成した。一方、本来客商の同郷組合であった会館は、従来の商業秩序維持・紛争調停機能の他、釐金付加税を基礎に地方行政へも参画していった。地方財政の公的制度化と商人層の地方行政への誘導を通して、四川では新たな地域支配体制が構築されていったのである。

史林七五卷六号 一九九二年一月

## はじめに

順治から乾隆までの約一五〇年間、中国はかつてない繁栄と安定の時代を迎えていた。特に乾隆期は、清朝の最盛期であり、専制国家体制が最も有効に機能していた時代であった。しかし一九世紀以降、清朝の支配は次第に解体し、各地で大規模な反乱が発生する。一方、アヘン戦争を嚆矢として西欧列強の中国侵略が開始され、清末には世界市場の中で従属

的地位を強制されるようになるが、他方では近代化への模索も開始された。今仮に清朝後期を清朝支配の解体期と位置付け、専制国家体制が安定していた清代前・中期および清朝が上からの近代化を開始させる清朝末期と時代を画するならば、それは嘉慶・道光・咸豊期に該当するであろう。清代後期の開始を象徴的に示す事件が嘉慶白蓮教反乱であれば、この時代の終了を告げるのは太平天国の終息であった。同治中興以降、中国は相対的安定期を迎え、近代国家への脱皮が模索される。

さて、清代後期には専制国家体制は動揺していたが、世界市場の影響は未だ決定的なものではなかった。それ故日本におけるこの時期の研究は、これまでのところ民衆反乱を通じた清朝国家の腐朽性の解明に重点が置かれていたように思われる。民衆反乱研究は確かに一定の成果を挙げた。しかし、反乱の原因を清朝支配の弛緩（アヘン密貿易による銀流出も含め）に求めたので、当時の社会・経済の構造的転換を歴史的に位置付ける作業は必ずしも十分にはなされなかった。

だが、清代後期の諸混乱は、中国史の中で通時代的に見られる一種の王朝末期現象とは本質的に異なるものと思われる。即ち、経済的繁栄をもたらした諸要因が国内的・国外的要因により減衰したからではなく、経済活動がさらに発展することにより既存の経済体制が有効に機能しなくなったが故に、一見衰退とも見える諸現象が生じたものと考えるべきである。清代後期は清朝の国家体制にとっては解体期であったが、経済構造はむしろより新しい体制に脱皮しようとしていたのではないだろうか。

以上の予測に基づき、私は清代中期から後期にかけての経済構造の変化を市場論から検討し、その結果、地域経済（省レベルの中規模経済圏）の形成と全国市場からの自立化を見出した<sup>①</sup>。自立化が顕著に見られる地域は、棉業を地域内に移植した湖北・四川、江南との分業関係を深めつつ砂糖やタバコなどの商品作物に特化した福建・広東などであった<sup>②</sup>。この内、自立的経済圏の形成がとりわけ顕著であった地域は四川である。

私はこれまで、四川地域経済に関して二本の研究成果を発表した。まず第一論文「清代中期の経済政策」<sup>③</sup>では、四川地

域経済の萌芽と国家の対応について検討した。乾隆・嘉慶頃より四川では棉業が移植され、米穀移出一辺倒の従属的経済構造を次第に変革しつつあった。これに対し清朝は、食糧政策（採買・倉儲政策）の面では、①漢口商人の成長に対応し四川米買付け方法を委員採買から招商採買へとソフトさせ、②外省救済機能を強化するため四川常平倉の重点的充実を実施し、長江下流域に対する食糧供給体制の維持に努めた。また、通貨政策（制錢政策）の面では、乾隆末期以降四川市場に大量に出回った小錢（私鑄錢）を回収して錢価を維持し、通貨体系の分裂を防いだ。四川経済の自立化に対し、国家は全国市場防衛政策を実施したのであった。

続いて第二論文「清代四川の地域経済」<sup>④</sup>では、乾隆末から道光にかけての四川地域経済の形成について論証した。四川の移入代替棉業は成都府・潼川府・資州直隸州など四川盆地西北部で成長した。新興四川木棉（土花・土布）は湖北産移入木棉（広花・広布）と競合し、それらを徐々に排除していった。この関係は、重慶では土布舗の抬頭と布行（移入木棉取引牙行）の凋落という形態をとった。

以上二本の研究を総括すると、次のような結論が導き出される。即ち、国家の防衛的政策にもかかわらず、四川地域経済は、全国市場の下での分業の枠組みを喰い破って成長を遂げたのである。

かかる成果を踏まえ、本稿では再度四川を素材として、清代後期における地域経済の自立化を地方財政の形成という観点から捉え直す作業を行なう。具体的には、以下の課題を設定している。第一に、従来の経済政策の破綻と新政策への転換について、特に財政的側面から明らかにすること。第二に、政策転換に対応した商業・商人の変化について説明すること。そして、これらの転換・変化から、清代後期から近代への連続性を読み取ることである。

ところで、近年アメリカでは、商人や在地有力者層を手掛りとして清代から近代にかけての地域社会の形成と発展を解明しようとする動きが盛んに見られる。<sup>⑤</sup>例えば、ウィリアム・ロー『漢口——中国の都市の商業と社会』は、清代の漢口を素材とした実証的な都市商業研究であり、四川（重慶）を素材とした本稿とも密接に関係してくる。具体的に述べると、

本稿の第一課題である財政政策について、ローは塩商の都市行政への参入という事実から、一九世紀以降の国家財政の破綻に伴う行政の民間委託化について論じている。一方国家側も、牙行制度を徴税機構として再編成しようとするものが、湖北省における胡林翼の牙行制度改革を通して明らかにされている。第二課題である商人の変化については、組合（ギルド）の発展と機能の多様化、慈善事業などを通じた地域社会への積極的関与を説明している。これらの事象を通してローは、専制国家の解体と並行して商業エリートが成長し、やがて彼らは地域社会に対する自治機能を具有するようになったと結論付ける。地域社会に対する商人の参与については、スーザン・マン『地域社会の商人と中国の官僚制』<sup>⑦</sup>も、盤金を題材として類似の観点から考察している。

ローやマンに共通する傾向は、商業課税をめぐる専制国家と地域社会（商業都市や商業エリート）との対抗関係を設定し、両者のせめぎあいを通して地方自治権の拡充や近代国家の形成を論証しようとしている点である。特にローは、前者の後退と後者の成長を強調している。しかし、なるほど現象的に見れば嘉慶以降における専制国家の衰退と在地有力者層の抬頭という事実は確認できるのだが、果して軍事・裁判権などの権力機構を公的に有しないエリート主導の地域社会が安定的に存在し得たのかどうか、強い疑問が生じる。専制国家の解体的現象を封建的な私的支配への移行と捉えることは困難であるが、<sup>⑧</sup>公的支配を伴わない自律的地域社会への移行及びそれに対する国家側の譲歩・容認と見做すこともまた正しいと言ひ難い。

市場論の立場から見ると、清代後期は、商品生産の周縁部への浸透とそれに伴う漢口や重慶を核とした中規模経済圏の成長により、清朝の全国画一的支配体制が動揺し、地域経済の発展に見合った地方的支配体制が模索され始めた時代であるように思われる。清末民国期における省政府の自立化と商業エリート（商紳）層の地方政権への積極的参与も、このような文脈で理解すべきであると私は考へる。<sup>⑨</sup>

専制国家体制は明らかに解体過程を辿りつつも、中国は個々の自治的な地域社会に細分化されて行ったのではなく、新

たな政治システムを構築しつつあった。それを検証することが本稿の課題である。

- ① 地域経済自立化論については、既に「清代市場論に関する一考察」『歴史学研究』六〇三号、一九九〇年）で詳述した。
- ② 「清代湖広の水稲作と棉業」『史料』七〇巻六号、一九八七年）、「海禁と米禁——清代閩浙沿海の米穀流通——」『社会経済史学』五五巻五号、一九八九年）、「清代広東の商品生産と広西米流通」『東洋学報』七一巻三・四号、一九九〇年）など。
- ③ 「清代中期の経済政策——白蓮教反乱前後の四川——」『史学雑誌』九八編七号、一九八九年）。
- ④ 「清代四川の地域経済——移入代替棉業の形成と巴界牙行——」『史学雑誌』一〇〇編一二号、一九九一年）。
- ⑤ 米国の研究動向を簡潔に紹介したものととして、蒲地典子「近代国家の形成と地域社会——米国における近年の研究動向——」『中国—社会と文化』四号、一九八九年）がある。
- ⑥ William T. Rowe, *Hankow: Commerce and Society in a Chinese City, 1796-1889* (Stanford U. P., 1984). また、本書の続編として *Hankow: Conflict and Community in a Chinese City, 1796-1895* (Stanford U. P., 1989) がある。ローの斬新さは、従来日本ではあま

り研究がなされてこなかった釐金・牙行・ギルドについての実証的検討を通して地域社会における商業エリートの成長を解明したことだけでなく、その動きが既に一九世紀初頭から開始されていたことを証明した点にもある。

- ⑦ Susan Mann, *Local Merchants and the Chinese Bureaucracy, 1750-1950* (Stanford U. P., 1987).
- ⑧ 足立啓二「中国封建制論の批判的検討」『歴史評論』四〇〇号、一九八三年）一四五頁。
- ⑨ 省権力形成については、黒田明伸「清末湖北省に於ける幣制改革——経済装置としての省権力——」『東洋史研究』四一巻三号、一九八二年）、「清末湖北省財政の分権的展開——辛亥革命の財政史的前提——」『史料』六六巻六号、一九八三年）を参照。商紳の動向については、野沢豊「辛亥革命の階級構成——四川暴動と商紳階級——」『歴史学研究』一五〇号、一九五一年）、小島淑男「辛亥革命における上海独立と商紳層」（東京教育大学アジア史研究会編『中国近代化の社会構造——辛亥革命の史的位階』教育書館、一九六〇年）などを参照。

## 第一章 経済政策の転換

### (1) 旧経済政策の破綻

清朝は、政治的には、地方の分権化を認めない画一的支配を基礎とした中央集権国家であり、経済的には、全国的規模の地域間分業に基づく統一市場（全国市場）を前提とした一種の「世界帝国」であった。これらの政治・経済システムによ

り、清朝は、特に康熙から乾隆にかけて、極めて安定かつ繁栄した社会を築くことができた。しかし、このシステムを維持するためには、莫大なコストが支払われていた。大規模な軍隊・官僚の維持経費に加え、清代中期以降、四川等の地域経済自立化に対応して、新たな経済政策を実施しなければならなくなった。これにより清朝は徐々に国庫を消耗させ、嘉慶以降には財政が逼迫した。財政的支持が弱体化したことで、既存の経済政策の継続は困難になった。そこで清朝は、既存の行政を減量化するとともに、積極的に新財源の開拓に努める。この動向を四川省について観察しよう。

財政支出の中で大きな割合を占めていたのは常平倉の維持経費である。膨大な倉儲の維持に苦しんだ国家は、常平倉から漸次撤退し、布政使財政の負担を軽減させるとともに、他方で民間型倉儲を育成し、これを常平倉に代置させようとした。

民間型倉儲には社会や義倉などがあるが、何れも清代前期より常平倉を補充するものとして全国的に建設が奨励され、乾隆期に至り本格的に普及した。<sup>①</sup> 四川では、まず社会が倉儲政策に登場する。社会は乾隆三(一七三八)年に設置命令が下され、常平倉穀の買補余銀を原資として、社会穀の購入が開始された。<sup>②</sup> 社会穀数は、乾隆中期には約九〇万石、嘉慶末には約一六〇万石へと増加したが、共に常平倉の約半数であり、常平倉から社会への転換は見られなかった。<sup>③</sup> 四川の社会は常平倉を補充するために設置され、一定の普及を見たが、その性格は官倉に近かった。そして嘉慶末には国家の管理下に組み入れられ、常平倉と同様太平天国前後に解体した。<sup>④⑤</sup>

四川の場合、常平倉に代置するものとして普及が推進されたのは義倉であった。義倉は済倉とも呼ばれ、嘉慶一六(一八一二年)、重慶府知府李枢煥が四川総督常明の許可を得て米穀の備蓄を開始したのを嚆矢とする。<sup>⑥</sup> 重慶での成果を確認した常明は、嘉慶二一(一八一六)年、四川全省に設置命令を下した。<sup>⑦</sup> 済倉の特徴は、租税額に応じて糧戸より捐銀を徴収し、その資金で義田を購入し、義田から徴収される小作料を買穀の費用に充てたことである。<sup>⑧</sup> 済倉は義田収入を原資とすることにより、国家(布政使)財政から解放されることが期待されていた。しかし、早くも嘉慶二三(一八一八)年には四川

総督蔣攸銜が倉穀を銀兩に置き換えて布政使庫に収貯し、この資金を都江堰の修築費に流用したので、民間型倉儲の育成は有名無実になった。<sup>⑨</sup>

濟倉が本来の備荒機能を回復したのは、道光二九（一八四九）年、四川総督琦善が管理権を郷紳に返却して以降である。<sup>⑩</sup>だが、たとえば成都府新繁県では、咸豊二（一八五二）年に再度倉穀の半数が取り崩されて団練費に充当され、同治三（一八六四）年には、四川総督駱秉章により全数貨幣化して堰堤の修築に流用されるなど、濟倉に対する国家の関与はその後も止まなかった。また、太平天国期の諸反乱によって多くの倉儲は掠奪を被り、濟倉は官倉の代替機能を十分に果たすことなく、衰退していった。<sup>⑪</sup>

濟倉が失敗した後も、民営倉儲育成の試みは継続された。その一つが積穀倉である。積穀倉は光緒初、四川総督丁宝楨によって本格的建設が開始された。<sup>⑫</sup>丁宝楨は着任の翌年各地の倉儲を調査させた。その結果、常平倉・監倉には大きな欠損が無かったが、民間型倉儲である社倉や濟倉は、咸豊初年以来、軍需費への流用や擾乱による破壊、社首の横流しや杜撰な管理による徴収・食害などによって、大半が烏有に帰していることが判明した。<sup>⑬</sup>そこで丁宝楨は、章程を定めて糧戸に収穫高の1%を捐納させ、これを積穀として収貯した。<sup>⑭</sup>その結果、光緒七（一八八一）年閏七月までに、百余州県庁より未収穀を含め約六〇万石もの米穀が供出された。<sup>⑮</sup>四川全省に州県庁は約一三〇あるから、大半の地域が捐穀に応じたようである。積穀倉も社倉や濟倉と同様、民間の捐納に依存した国家主導の倉儲であったから、十分な成果を挙げることなく民国に至った。

以上、倉儲政策について見る限り、民営の機関を育成して財政負担を軽減しようとする試みは成功しなかった。代置すべき民営機関は、国家側からの流用と民間側からの蚕食に夾撃され、数年で解体するのが常であった。

地方行政の減量化が容易に進まなかった原因は、清朝の財政システムの構造的欠陥にある。清朝財政は中央への集中度が高く、地方財政が国家財政から独立していなかった。<sup>⑯</sup>そのため、一旦国家財政が窮迫すると、地方行政に要する費用の

捻出が困難に陥る。独自の地方財政が保障されていない状態では、地方行政は富民からの捐助に依存せざるを得ない。これが郷紳支配の温床になったことは言を待たない。

四川においても、旧政策の破綻を弥縫するため提起された代案は、済倉や積穀倉に見られたように、捐納への依存であった。捐納は本来民間の寄付行為であるが、実際には「按糧攤派」という形で納税額に依りて負担が割り当てられ、事実上の強制であった。但しその運用は、国家ではなく、在地有力者層（四川では「紳糧」と呼ばれた）に委ねられていた。紳糧層は「公局」と呼ばれる機関を通じて地方行政に関する諸業務を遂行し、「局士」数名を選出してこれを統括させた。「公局」による地方行政の民間委託は、財政負担を軽減させたであろうが、反面、「公局」を通じた「局士」層の郷村支配を許してしまった。<sup>⑤</sup>

地方行政再建のための今一つの代案は、中央への上納を義務付けられていない附加税や雑税を拡充して、地方財源に充てる政策である。その対象となったのが商税であった。清代中期まで、商税は塩税を除き雑税扱いとされていた。雑税の主たるものは、売買の斡旋や商品の仲買を業とする牙行に課せられた牙税や、庶民金融を業とする典當に課せられた当税であるが、税額は僅少であり、地方財政として機能することは殆ど無かった。ところが乾隆中期以降、地方当局は流通に對して非公式に課税を開始する。『巴県檔案』<sup>⑥</sup>を手がかりとしてこの経緯を辿ってみよう。

## (2) 新經濟政策への転換

商業に対する非公式課税は、巴県では「差務」「差費」などと呼ばれた（以下、これらの呼称を最も一般的な「差務」に統一する）。差務とは、営業許可の代償として官衙や軍隊の必要とする物資や役務を商人から調達したものである。<sup>⑦</sup>差務の開始は比較的早く、例えば金細工匠は康熙年間より力役の形態で差務を負担していたが、広範に普及するのは概ね乾隆期頃からである。例えば「楊洪川稟狀」（道光五年六月一四日）によれば、銅鉛行は乾隆初年より毎年銅鉛三千斤を差務として



重慶の緑営に上納し、大砲や砲弾の鑄造に供していたし、「陳元順粟狀」（道光□年正月二十六日）によれば、紙行は乾隆初年には四川総督・四川学政のために表具の差務を請け負っており、これはやがて巴県・江北庁及び各公局への用紙・封筒類の供出へと拡大していった<sup>②</sup>。両者とも幾許かの代価を支払われてはいるが、これを断ることはできなかった。

差務は事実上強制的に割り当てられていた。例えば、炭舗は鉛局や官衙が使用する木炭の供給を命ぜられていたが、木材資源が減少し炭価が上昇したため、生計が困難になり、廃業する者も出てきた<sup>③</sup>。しかし、供出を拒否すれば、譴責を覚悟せねばならなかった<sup>④</sup>。そして乾隆二二（一七四七）年、納入すべき木炭の買付けに失敗して炭舗が自縊するという事件が発生し、これがきっかけとなって、炭百斤につき銀二錢二分の代価が支払われるようになった<sup>⑤</sup>。その後、木炭生産費が三錢四、五分に上昇したため、炭舗らは乾隆二六（一七六一）年に納入価格改定を願い出て、受理されている<sup>⑥</sup>。このように、差務は商工業者にとって重い負担だったのである。

しかし、この時期の差務は、国家機関や地方官衙が必要とする財・サービスを半ば義務的に提供させるに止まり、流通への課税という性格は弱かった。例えば、乾隆五四（一七八九）年閏五月二七日付「巴県派差取物存照」には、左官の役務及び竹・什器・桐麻などの現物を課派したことが記されているし、時代はやや下るが、弾花舗は嘉慶期に至っても、文武官衙に対し綿打ちの役務を賦課されていた<sup>⑦</sup>。だが、乾隆期には木棉などの一般商品取引に対して差務が賦課されることは無かった<sup>⑧</sup>。

差務は官衙の日常的需要及び官僚の送迎・考試・軍興などの臨時的需要に対して課せられ、巴県在住の舗戸や牙行が輪番でこれにに応じていたが、差務が次第に重くなるに従い、賦課対象外の商人・職人との摩擦も頻繁に生じてきた。錫匠舗は月番で差務に充当していたが、乾隆四四（一七七九）年に露店商を、乾隆五六（一七九一）年に県外からの流しの職人を、営業妨害で告発している<sup>⑨</sup>。また、嘉慶二（一七九七）年には、木材牙行が自分の差務を履行せず、牙行業務代行者である掛平に催促状が回されるという事件が起こっている<sup>⑩</sup>。

このように、差務は既に乾隆期より過重負担で、かつ次第に繁重化しつつあった。<sup>⑤</sup>しかしそれは未だ国家の需める物資や役務の調達に止まっていた。

差務が商業・流通に対する課税としての道を歩みだす契機となったのは、嘉慶初の白蓮教反乱である。白蓮教軍鎮圧に際しては、当然四川の民船も徴発の対象となった。嘉慶一一（一八〇六）年九月一九日付「李子達稟狀」には、反乱鎮圧のための舟運の差務は全て船戸が実施するが、負担の均一化を図るため各幫毎に首人を選出し、毎年輪番で充当することが約されている。<sup>⑥</sup>また、嘉慶八（一八〇三）年四月一日付「巴県告示」によれば、劉文興なる人物が、軍米装運の差務を免除してやると詐称し船戸より賄賂を取ったとして、処罰されている。<sup>⑦</sup>

船戸からの差務徴発は、各幫毎に実施された。反乱を契機に船戸は地域単位に「幫」を結成したが、各幫は更に「大河幫」・「小河幫」・「下河幫」の三集団に組織されていた。当初差務は大河幫（長江流域の幫）及び下河幫（長江巴県下流域の幫）に課せられていたが、嘉慶三（一七九八）年以降小河幫（嘉陵江・涪江・渠江流域の幫）もこれに応じるようになった。<sup>⑧</sup>船幫の差務は、本来労務及び現物が課派されていたが、これに加えて銀錢で賦課されるものも出現した。嘉慶八（一八〇三）年、大・小・下三河幫は在巴八省会館の董事である八省客長の公議に従い、各幫毎に距離の遠近・船体の大小・積荷の多寡に応じて「差費」を納入することを承諾している。<sup>⑨</sup>この内大河幫の規定によると、巴県に來たる各幫の船は大船・中船・小船毎に規定の差費（常差）を支払うこと、また兵乱勃発の際には更に棉花・雜貨藥劑・広布・磁器などの輸送品目毎に臨時の差費（兵差）を納めることとされている。<sup>⑩</sup>白蓮教反乱という社会的緊張状況を背景として差務は強化され、負担の公平化を目的に賦課対象は細分化・貨幣納化された。これは紛れもなく「船税」即ち流通への課税である。<sup>⑪</sup>

嘉慶八年に八省客長が定めた船戸に対する差費の徴収方法は次の通りである。三河各船幫はそれぞれ「会首」を選出し、「会首」は各船戸から「盤金」と呼ばれる規定の金銭を徴収して、これを差務の支払いに充てるのである。<sup>⑫</sup>この方法は反乱終息後も継続し、道光二五（一八四五）年には、差費負担は既に恒常的税制として定着していた。<sup>⑬</sup>

船戸だけではない。嘉慶以降、差務は軍需に限らない一般の商品売買に対しても恒常的に賦課され始めた。棉布取引については、布舗が布行を通して差費を納入することになっていったが、牙行を通さず売買される土布は事実上の免税扱いとなるため、広布の競争力が低下したので、道光二〇（一八四〇）年には土布舗も取引量に応じて布行に差銭を納入することが義務付けられるようになった。<sup>④</sup> 雜糧行には、乾隆五八（一七九三）年、既に差務が課されており、彼らは雜糧一石毎に客商より銀六分を徴収し、その内二分を差費に充てていた。<sup>⑤</sup> 銅鉛行も、点錫一包毎に買客より銀一錢六分を徴収して差務を提供しており、<sup>⑥</sup> 炭舗も又、取引額に応じて「盤金」を徴収し、この中から差務を支払っていた。<sup>⑦</sup> 牛皮舗は、乾隆三六（一七七二）年の金川反乱より軍差を提供してきたが、嘉慶白蓮教反乱以降益々重課となったので、<sup>⑧</sup> 彼らは各舗毎に銀三〇兩を抛出し、これを原資として典当などに貸し付け、毎年首人を選出し、資金運用益を用いて差務に充たらせるようになった。<sup>⑨</sup> この他、花轎舗（駕籠かき業者）は、嘉慶年間頃、一人当り二〇〇〇文を抛出して差務に備えていたし、<sup>⑩</sup> 窯業者も、乾隆四二（一七七七）年の金川平定や嘉慶九（一八〇四）年の白蓮教軍掃討を契機に、貨幣形態の差費が次第に増加していった。<sup>⑪</sup>

差務の重負担化・恒常化・定額金納化は、商人層に動揺を齎らした。差務は正税とは大きく異なり、形式上商人側が自ら支払いを「承認」するという任意負担であったため、「課税」の対象が不明確であった。そのため、負担忌避がしばしば発生した。例えば、棉布行については、既述の如く土布舗の差務負担拒否が問題となっていたし、雜糧行については、道光六（一八二六）年、行戸劉洪裕が差務を拒否したため、糧行楊松茂・王宗信が、「客貨を売買する際には、每石銀二分を徴収して、差務に充てる」という先年の規約を楯に（同業組合の）帳簿の清算を巴県当局に要請して、許可されている。<sup>⑫</sup> 銅鉛行も棉花行と同様に、道光一三（一八三三）年、一部の牙行・舗戸の直接取引によって差務支払が困難になっている。<sup>⑬</sup> また磁器行も、私売買による差務抛出困難を訴えている。<sup>⑭</sup>

忌避の防止と負担の公平化を図るため、商人は同業者間の結束を強化していった。また徴収側も、課税対象を明確化し、差務を公式の地方財政として制度化していった。前者は同業組合の組織化へと進み、後者は太平天国を契機とした盤金の

設置へと展開したのである。

- ① 星斌夫『中国社会福祉政策史の研究』（国書刊行会、一九八五年）。
- ② 嘉慶『四川通志』卷七二、倉儲  
（乾隆）三年。令四川建社倉。初四川羅克常平倉穀餉銀。除買補正項外。令將余銀。均買作社糧。以為民倡。尋士民相率樂捐。  
民国『榮鼎志』卷七、食貨
- 乾隆三年。諭令四川建社倉。以羅克常平倉穀余銀。買糧作本。倡導捐募。今之社倉。或始於其時也。
- ③ 前掲拙稿、はじめに註⑧、一七頁。
- ④ 光緒『射洪縣志』卷五、倉儲  
按社倉從前分府四鄉寺鎮。公報社首。輸流經管。嘉慶二十三年。公請申詳。移建縣署。官為經理。
- ⑤ 例えば、巴県では、咸豐八年までに社倉は解体していた。民国『巴県志』卷四、賦役、社倉。
- ⑥ 民国『巴県志』卷四、賦役、濟倉  
清嘉慶十六年。重慶府知府李板煥。稟請川督。設立濟倉。捐儲穀石。以備荒歉。經川督常明批准。通飭各屬。一休遵辦。吾川之有濟倉。實由於此。
- 但し、嘉慶一六年以前に濟倉を設置した地域もある。例えば、民国『合江縣志』卷二、治制、濟倉局  
清嘉慶十二年。知縣秦湘。籌辦倡捐銀五百兩。募民集銀。至一万七千四百零八兩。置買濟田十所。
- ⑦ 常明の濟倉設置命令は、大半の四川省州県志に記されているが、その開始年は嘉慶二十二年か二十三年とするものが多い。
- ⑧ 例えば、民国『金堂縣志』卷三、食貨、には

義倉。或名濟倉。……前清嘉慶二十一年。川督常明。以各屬旧有倉穀。猶不足濟荒歉。奏請按糧徵銀。購置田產。歲儲穀石。と説明されている。

- ⑨ 同右  
二十三年。復繇督憲蔣收銜奏請。將穀石變餉解司。以作歲修都江堰費。歷有年所。
- ⑩ 同右  
道光二十九年。經督憲琦查明。都江堰歲修費用。奏請停止。義倉穀石。無庸變餉解司。仍聽各縣紳耆。自行經理。實儲備荒。
- ⑪ 同治『新繁縣志』卷四、倉儲、濟倉  
咸豐二年奉文。將穀變賣。一半解省。以資練費。留一半。以備救荒。同治三年。督憲駱片奏。夏雨時行。堤堰衝塌。歲修不敷。將穀盡數變賣。
- ⑫ 例えば、光緒『永川縣志』卷四、倉儲、濟倉  
經咸豐十年寇亂。概被焚掠。  
また、民国『安鼎志』卷二七、旧倉儲、濟倉  
咸豐十一年。藍逆陷城。焚燬殆尽。現存無幾。  
など。なお「藍逆」とは註⑬「瀘匪」に同じ。
- ⑬ 積穀倉も濟倉と同様、建設開始時期を特定することはできない。多くの地方志は光緒六年或いは七年としており、丁宝楨も光緒七年閏七月二十九日に「勸辦積穀收有成數摺」（『丁文誠公遺集』奏稿、卷二一、所収）を奏上し、既に穀五五万石が收貯されたと報告している。ただ綿州直隸州綿竹県では、早くも光緒四年に丁宝楨の指示によって備蓄が開始され（民国『綿竹縣志』卷二、建置、積穀倉）、一方潼川府三台県では、光緒一六年から積穀を開始している（民国『三台縣志』卷

一、倉儲。

- ⑭ 丁宝楨の四川総督着任は、光緒二（一八七六）年九月のことである。「勅辦穀穀收有成數摺」

臣於到川之次年。即委員前赴各屬。認真盤查。惟常監各穀。尚不致大形虧短。其餘民間社濟各穀。自咸豐初年以來。有因奉文變價解銀。以充軍需者。有被滇粵各匪焚掠。全數無存者。有因經管各社首。暗中侵蝕。早已貧故難追者。兼有並不尽心經理。以致霉變虫蝕。不堪應用者。遂令從前發奉。大半掃於烏有。殊深惋惜。

- なお「滇匪」の乱とは、李永和・藍朝鼎らによる激金反対暴動のことである。本章註⑯新村論文、一三〇頁、註(13)参照。

- ⑮ 同右

故定章。糧戸毎収穀百石。積穀一石。以次通推。百分捐一。不許顆粒苛派抑勒。

- ⑯ 同右

現拠各庁州県陸統稟報。業経辦理者。共有一百一十余処。計共已収倉斗穀五十五万三千二百石有奇。……其未収之穀。約有四万数千余石。

- ⑰ 岩井茂樹「清代国家財政における中央と地方——酌撥制度を中心にして——」『東洋史研究』四二巻二号、一九八三年。

- ⑱ 清末四川の公局・局士については、これまで久保田文次「清末四川の大佃戸——中国寄生地主制展開の一面——」『近代中国農村社会史研究』、大安、一九七七年、小野信爾「四川東鄉衰案始末——清末農民闘争の「形態」——」(花園大学『研究紀要』四号、一九七三年)、西川正夫「四川省簡陽県方志管見」中(金沢大学『法文学部論集』史学編二六号、一九七九年)などによって部分的に取り上げられてきたが、新村容子「清末四川省における局士の歴史的格性」『東洋学報』六四巻三・四号、一九八三年)によってその全貌が解明された。また、山

田賢「『紳糧』考——清代四川の地域エリート——」『東洋史研究』五〇巻二号、一九九一年)は、紳糧・公局の形成を財政的に窮乏した州県行政の補完という視点から考察している。

- ⑲ 公局の設置を、山田賢氏は「行政サービス」の充実と捉えるのに対し、新村容子氏は郷紳支配の浸透と見做す。公局が財政的要請により設置されたのは確かであるが、それが公的な財政制度に組み込まれないかぎり、山田氏の言う「行政サービス」(社会的再生産維持業務のことか)は拡充されず、むしろ在地有力者層の郷村支配を強化するだけである。公局設置の主因である州県財政の逼迫も、「原領主義」と表現される徴収額の硬直性によるものではなく、課税対象の硬直性に起因すると思われる。清末四川(中国)の地域的課題は、国家的支持のない「地方財政」を如何にして公的制度として確立するかであった。

- ⑳ 『清代乾嘉道巴県檔案選編』上冊(四川大学出版社、一九八九年)以下『巴県檔案』と略称する。なお、本書には誤植が非常に多いが、原史料との対照ができないため、所載の通りに引用した。ただ、明白な誤字は修正した。

- ㉑ このような調達システムは商業の発達した江南では明末より確認されている。例えば、佐藤学「明末清初期一地方都市における同業組織と公権力——蘇州府常熟県「當官」碑刻を素材に——」『史学雑誌』九六編九号、一九八七年)参照。

- ㉒ 『巴県檔案』三二四頁、「重慶府告示」(道光五年九月)民等州県兩耐金鉤匠。食力活生。亦以力役心差。自康熙年間。歷蒙各憲准民等祖父輩設炉傾鑄。銀鋪熬造・金銀地渣・丹房丹渣。以及磨銅鉛錫等項。皆備民等金鉤匠房傾鑄。昔曾奉示勸碑於儲奇門外。碑石尚存。百余年各憲差票開究。

また、同書三一四〜三一五頁、「瀟東初等稟狀」(道光六年六月二日)にも、同様の記載がある。

24 『巴県檔案』三二三～三二四頁

民銅鉛行。向有成規。自乾隆初年。應差諭營鉛片。議定每年上納三千斤。歷無違誤。即如嘉慶二・三年賊擾時。曾奉前督憲勒札飭前恩主陳。鑄炮需銅鉛二十有餘萬。具承民行辦理。雖歷苑備。不無貼賄。又酌定章程。將丹坊砂厘匠軋火回鉛。不歸他人而婦民行者。皆因各婦各款。俾免岐誤營差。

25 『巴県檔案』三二二頁

乾隆初年。匪擾差繁。(民)祖承認督憲・學憲臨渝撥糊差務。只領飯食。其有工資。婦民開銷。凡江・巴兩屬各屬文筒紙扎。各局印票。婦民承充。今已四代。

26 『巴県檔案』三一八頁、「楊美等稟狀」(乾隆二五年五月一八日)。

27 『巴県檔案』三一八頁、「炭戶劉名丹等稟狀」(乾隆二六年七月一三日)。

鉛局炭片。蟻等不辦。則慢公受證。辦則折本無贖。情出兩難。

28 『巴県檔案』三一八～三一九頁、「巴県申」(乾隆二六年七月一三日)

乾隆十二年。無炭供局。被局逼勒。只得着周文法。前往涪州等處。買炭供局。奈無炭買。文法・界法。自縊涪州。蟻等稟前林府祖。批移巴主。軋發捕廉陶主。止議每百斤炭。增價銀二錢二分。

29 『巴県檔案』三一八～三二〇頁、「炭戶劉名丹等稟狀」(「巴県申」)前出)、「巴県移」(乾隆二六年七月一三日)。

30 『巴県檔案』三二八頁。泥水匠の差務については、同書二四八頁、

31 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

32 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

33 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

34 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

35 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

36 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

37 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

38 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

39 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

40 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

41 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

42 『巴県檔案』三二九～三四二頁、「梁統興等稟狀」(乾隆二五年一月)にも記載がある。

刻な対立が生じ、布行が乾隆五六(一七九一)年と道光二〇(一八四〇)年の二度に亘り土布舖を營業妨害の嫌で告発しているが、道光二〇年には既に幫費即ち差務の負担をめぐって争っているのに対し、乾隆五六年の時点では未だ牙税の不払いのみが問題になっているに過ぎなかった。前掲拙稿、はじめに註④、参照。

43 『巴県檔案』三一八～三二二頁、「巴県告示」(乾隆四四年三月八日)、「万義元等稟狀」(乾隆五六年二月)、「巴県告示」(乾隆五六年二月三日)。

44 『巴県檔案』三二二頁、「陳正壽稟狀」(嘉慶二年八月)。

45 例えば、前註③「巴県告示」(乾隆五六年)。

46 『巴県檔案』四〇五頁。

47 『巴県檔案』四〇二頁。

48 『巴県檔案』四〇二頁、「船戶何伝榮等稟狀」(嘉慶八年四月)。

49 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

50 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

51 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

52 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

53 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

54 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

55 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

56 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

57 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

58 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

59 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

60 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

61 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

62 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

63 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

64 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

65 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

66 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

67 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

68 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

69 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

70 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

71 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

72 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

73 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

74 『巴県檔案』四〇六頁、「巴県告示」(嘉慶一五年一〇月九日)。

遠近・船之大小・裝載□足之多寡。公同酌議。按規每次照船收取。謹將章程呈錄於左。……

⑫ 『巴県檔案』四〇三〜四〇四頁、「八省局紳公議大河幫差務條規」

（嘉慶九年）。所載の船幫は、嘉定幫・叙府幫・金堂幫・瀘富幫・合江幫・江津幫・綦江幫・長寧幫・犍爲塩幫・長涪幫・忠豐幫・夔豐幫（以上四川）・綿州峽外・綿州峽内・宜昌賈陵廟・宜昌幫（以上湖北）・辰幫・宝慶幫・湘鄉幫（以上湖南）。

⑬ 巴県では、船行に対する牙税課派は、乾隆一六（一七五二）年に廃止されていた。乾隆『巴県志』卷三、課税、及び同右、附録「已革米行・船行」。

⑭ 『巴県檔案』四一六頁、「八省客民稟狀」（道光二五年四月二八日）

嘉慶八年。八省客民遠前代辦府英祖示諭。公議大小下三河船幫。各奉會首。應辦各差。每船抽取釐金。存作辦差公費。免致臨差胎累客船。

同書四一六〜四一七頁、「洪豫章等復狀」（道光二五年五月一七日）

嘉慶八年。民等八省稟請代辦英府祖及督憲轄下。設立會首。經辦差務。論船之大小・路之遠近。抽取釐金錢文。定有章程。以作應差之費。

同書四一七頁、「巴県告示」（道光二五年五月二日）

嘉慶八年。八省客長議奉三河船幫會首。應辦差徭。經理客貨。稟請督憲批准立案。由此三河會首應辦各差。碑立楚館。有船抵渝。抽取釐金一次。以作辦差之費。

同書四一八頁、「巴県告示」（道光二六年五月二日）

照得渝江為水道通衢。商賈輻輳。船隻往來。官長送迎。差務絡繹。或遭兵差過境。急報飛馳。稍有遲誤。干系均屬匪輕。必得老成明白・年駑力壯之人。承充船幫首事。方是以資辦理。

⑮ 前註⑭。また、同書四一七〜四一八頁「各船幫常差・兵差抽取清單」

（道光二五年）には、小河幫・下河幫の常差・兵差支払規定が記されている。

⑯ 『巴県檔案』三四五〜三四六頁、「巴県札」（道光二〇年三月二六日）

「八省客長稟狀」（道光二〇年五月一〇日）、「八省客長稟狀」（道光二〇年八月九日）、「巴県告示」（道光二〇年八月一日）。また前註⑫、参照。広布の競争力低下は、土布の成長や差務負担の不均等に加え、折からの銀貨錢賤で広布の銀建て取引が土布の錢建て（と考えられる）取引に対し不利に作用したものとと思われる。

⑰ 『巴県檔案』三七八〜三七九頁、「劉順遠稟狀」（道光三年六月二日）

乾隆五十八年。軍差浩大。苦難辦銷。

⑱ 『巴県檔案』三七九頁、「王宗信等稟狀」（道光六年六月）

民等与劉洪裕。均在千斯廟。開設燴行生理。每客売貨一石。民等抽□六分。以四分作為行用外。余二分以為辦差補用。歷來民等五家。應辦各大憲差務無違。

⑲ 『巴県檔案』三一〇頁、「重慶府稟」（道光二八年九月）

点錫昔附廣貨行買完。乾隆三十二年。衆行公議。点錫旧銅鉛行。設有公秤。於買客名下。每包取銀一錢六分。以便支應差務。

⑳ 『巴県檔案』三二一〜三二二頁、「重慶臨江門炭戶劉文斌訴狀」（道光二二年四月六日）

蟻開炭舖生質。收取臨江・朝天・千斯二門充炭釐金錢文。作供道輓差務外。猶幫承恩輓差務之龍永裕銀二十八兩。

㉑ 『巴県檔案』三六八頁、「陳宏燾等稟狀」（道光一五年二月一四日）

鐵等祖輩。歷開牛皮舖。乾隆三十六年。金川軍務。始認三營軍差・牛皮包裝火藥桶。嘉慶年間。教匪滋擾。蟻等亦照前認差。貼用血本四千余。

㉒ 『巴県檔案』三六七頁、「巴県告示」（嘉慶二五年五月二日）

是以上年公同議定章程。凡現開牛皮舖一戶。各自捐銀三十兩。交公  
學股實值年首人。婦給生息堆積。如遇年需。即以此生息堆積之項添  
墊。成規十余年。并無紊亂。

⑥ 『巴県檔案』三九五頁、「王世華訴狀」(嘉慶一四年三月二日)

蟻李向榮・李仕元等。各開花廳舖。上年議定。凡有花廳生息。上  
錢二千元。以作文武各署應差之費。

⑦ 『巴県檔案』三三二頁、「陳洪泰等稟狀」(道光八年三月三日)。

⑧ 『巴県檔案』三七九頁、「楊松茂稟狀」(道光六年九月二日)

今六月十八。蟻同王宗信等具稟。行戶劉洪裕抗差不辦各情在案。沐  
諭外算賬。今民等与洪裕在廟算明。蟻等五家。分為月數。每一人認

## 第二章 商業組織の变化

### (1) 清代四川の商業組織

四川省は江南や湖北と比べると商品經濟の浸透が遅れていたが、雍正・乾隆期頃から長江中・下流域域向けの米穀移出  
を樞子として、急速に全国市場へ参入し始める。これと呼応して外来商人の来川も頻繁になり、成都や巴県などの要衝に  
は、彼ら外省人の組織が作られていった。これが会館・公所(以下「会館」と総称する)<sup>①</sup>である。

会館は本来、外省出身者の同郷組織であるが、主としてこれを利用して者は隔地間取引の機会が多い客商層であった。  
これに加え、四川では清代他省からの移民活動が活発であったため、移住者の同郷意識が極めて強く、それ故商業活動の  
あまり盛んでない中小都市にも会館組織が定着していた。

清代四川に設置された会館の中で最大規模のものは、巴県の八省会館であった。八省とは、湖広・江西・江南・浙江・  
福建・広東・山西・陝西の各省のことである。八省会館の董事・首事は「八省客長」と呼ばれ、各会館の上には八省客

辦各憲差務一月。輪流承辦。其有先年對工・斗紀人等。沿途買売客  
貨。照前旧規。每石貨仍取銀二分。作為辦差務。值月應差之人經  
收。

⑨ 『巴県檔案』三二五頁、「巴県告示」(道光一三年)

蟻承領銅鉛行帖開設。近有奸牙舖戶。撓越私售。紊亂行規。以致奸  
徒假借過江名色。竟敢先在渝城。与買客預訂價值。後運銅鉛來渝。

在於河干。私相授受。買売客商。多不投行交易。銅鉛一行。幾為虛  
設。稅課差務。承辦軍需各件。難以支庇。

また、同書三五五頁、「楊問陶稟狀」(道光一三年九月二日)も同じ。

⑩ 『巴県檔案』三七二頁、「張志德稟狀」(嘉慶一四年一月四日)。



長で構成される協議機関が存在した。<sup>②</sup>

八省客長の役割は、巴県における商業秩序の維持であり、重慶府や巴県当局に訴えられてきた商人間の紛争に対し、調停案を提示するのが主務であった。例えば、各種度量衡の調整について。乾隆中期、錫取引における秤をめぐる錫舗と売客との争論に対して、重慶府側はこれを八省客長の調停に委ねている<sup>③</sup>。また嘉慶初、錠行が銀色・秤斤の統一化を巴県に願い出たのに対し、県当局は八省客長と共同して調整せよと命じている<sup>④</sup>。その他、乾隆末、土布売買を巡って布舗と布行が対立した際、巴県から依頼を受けた八省客長は、土布についても布行を通じて売買すべしとの判断を下している<sup>⑤</sup>。

八省客長はまた、商業活動に必要な社会資本を充実させ、地域社会にも間接的に貢献した。例えば、巴県—江北岸間の渡し船の開設に協力したり、長江を遡行する船舶と巴県の棧橋とを結ぶ解を設置したりするなど、水上交通の整備に寄与している。

会館は巴県以外の地域でも確認される。地方志に残された史料に依れば、以下のようなになる。

〔重慶府〕民国『大足県志』巻二、団体

会館は移住者の同郷団体で、九団体が存在。

城内—寿仏宮（広西）／南華宮（広東）／惠民宮（貴州）

城外—召公祠（湖南・宝慶）／禹王宮（湖広）／濂溪祠（湖南・永州）／帝王宮（湖北・黄州）／万寿宮（江西）／天上宮（福建）

〔成都府〕嘉慶『金堂県志』巻一、会館

五省会館の設置。但し、会館は六館記載されている。

三楚宮（湖広）／寿仏宮（湖南・郴州）／万寿宮（江西）／天后宮（福建）／南華宮（広東）／三聖宮（陝西・山西）

会館は各郷鎮にも多数存在。

〔嘉定府〕民国『棠山県志』巻四、建置、八省長生会

乾隆六〇年、城内の紳士らが八省の人衆と協議して「八省長生会」を組織し、水死者の埋葬や救生船の運営を行なう。  
〔嘉定府〕光緒『威遠県志』卷一、建置、六省会館郷社

六省会館の設置。

惠民宮（蜀都）／禹王宮（阿湖）／万寿宮（江左）／天后宮（福建）／南華宮（阿粵）／榮祿宮（貴州）

陝西会館は城内・一五郷共に存在せず。

〔雅州府〕民国『榮経県志』卷二、公所

湖広会館／江西会館／福建会館（天上宮）／陝西会館／広東会館（南華宮）／貴州会館（榮祿宮）

〔夔州府〕民国『雲陽県志』卷二二、祠廟、会館

万寿宮（江西幫）／長沙廟（湘幫）／帝王宮（黃州幫）／天上宮（福建幫）／南華宮（粵幫）／陝西館（西幫）／湖北館（湖北幫）

／岳常澧館（岳州・常州・澧州）／衡永宝館（衡州・永州・宝慶）

〔順慶府〕民国『大竹県志』卷二、法团局所

湖広・広東・江西・福建からの移住者が各々会館を建設する。光緒五年、五省会館は「五館公所」という組織に統合

され、公所は局所を設立・運営し、地方行政に介入するようになる。

この内、金堂県と梁山県以外は皆、交易がさほど活発でない地域であるが、このような地域にも会館が設置され、外省人の拠り所となっていた。また祠廟の名称も、江西の万寿宮や福建の天上（后）宮など、出身省毎に概ね一致しており、四川省内に各会館のネットワークが形成されていたことを示唆している。

これら地方会館が巴県会館における八省客長のような調停機関を持っていたのか否か、確認はできない。ただ、梁山県では、嘉定府知府の指示で城内の紳士らが「八省の人衆」と協議して福祉事業を行なっているように、拠点都市では各省の会館を横断する組織が存在し、地域社会に影響を及ぼしていたことが想定される。会館は、移住民や客商など省外出身

者の相互扶助を目的として設置され、やがて地域における商業秩序の維持や社会福祉事業などにも手を拡げていったのであろう。

このような組織の存在は、地方当局にとっても有意義であった。省内市場が勃興しつつあった嘉慶六（一八〇二）年、重慶府は八省客長に巴県牙行の出身地別戸数の調査を依頼しており、<sup>⑧</sup> 会館は国家が商人層を把握するための媒介項としても機能していた。

以上のように、巴県の会館は出身省或いは出身府を同じくする商人を組織すると共に、調停機関である八省客長を通じて巴県及び重慶府に統括されていた。当局は、会館や八省客長を通して、商人に対する差務の割付けと紛争の処理を行っていた。巴県以外の地方都市でも、会館の地域社会に対する関与は部分的に見られた。移住者や客商の定住化が進むにつれ、会館の同郷組織としての性格は弱まってゆくが、差務の賦課などを通して、地方行政との結び付きは強まってゆくのである。

## （2） 商業団体の変化

同郷組合として設立された会館は、清代後期以降、大きく変貌する。会館の下部組織で同郷者或いは同業者の親睦団体である「幫」<sup>⑩</sup>の自治機能が強化され、会館自体の統制力は次第に低下する。一方、会館及びその上部組織である八省客長は、地方財政の悪化に伴う差務負担の増大を背景に、地方行政への傾斜を更に強めてゆく。まず、同郷組合から同業組合への変化について、巴県藍靛業者の事例を通して検討しよう。

各省の会館に所属する靛行が同業組合を組織するのは乾隆四一（一七七六）年のことである。この年、巴県の靛行組合は行規を定めて商慣行を確立すると共に、組合員から「靛金」と呼ばれる会費の徴収を開始した。<sup>⑪</sup> 乾隆六〇（一七九五）年には、県外からの藍靛売込商人も「靛金」を集めて祀廟を建設している。<sup>⑫</sup> 嘉慶六（一八〇二）年に記された巴県靛行行規<sup>⑬</sup>には、

藍靛取引の規則が列記されているが、例えば秤を偽った者は「永く幫に入りて生理するを許さず」と定められているように、靛行組合は「幫」組織を構成し、自主的に商業秩序を維持していたことが窺われる。

靛行は同業組合である行会を組織する一方、会馆や八省客長の調停機能に大きく依存していた。道光三（一八二三）年、譚志隆が靛行吳兆熊の故帖を引き継ぐ際、福建・湖広両会馆の董事の立会の下で費用を支払っており、また、道光八（一八二八）年、銭店黃有成が客民二三人より銀三九〇〇両を集めて合江県より藍靛を買い付けながら、商品を渡さず秘かに売却して発覚した時、残りの藍靛は巴県当局が差し押えて福建会馆に保管させている。更に、道光九（一八二九）年、靛行が集めた「藍金」の内、盧俊容の着服により総計五一〇両が使途不明となった事件では、八省客長が彼を叱責している。靛行側は盧俊容を巴県に告訴し、巴県当局は書差を派遣して帳簿を調査させた結果、不正が判明した。当局は又、八省客長にも調査を命じたが、客長も盧俊容の經理の不正を確認している。<sup>①⑦</sup>

やがて幫は同郷組合である会馆を離れ、同業組合としての上部組織を持つようになる。それが商会である。商会は中央政府の指導を契機として、同業組合の幫を基礎に、清末民初各地で形成される。<sup>①⑧</sup>この内、瀘州では光緒末、二一幫が商会を結成したが、民国一九（一九三〇）年、新たに二〇幫が加入し、合計四一幫が同業公会を組織するようになった。<sup>①⑨</sup>但し、会馆との関係が完全に途絶した訳ではない。成都府簡陽県では、光緒三四（一九〇八）年、湖北会馆内に商会が開設され、雅州府榮經県では、民国元（一九一二年）、福建会馆に商会が仮設されている。<sup>②①</sup>

同業組合結成の動機は差務負担の均等化であった。嘉慶以降、差務負担は増大化・不均等化してゆき、差務を巡る商人間の紛争も次第に増えていった。差務を公平に負担し課派を拒否する業者を排除するため、商人は同業者毎に組合を結成し、「藍金」と呼ばれる会費を徴収して、組合の運営費に充てると共に、特定の商人に負担が集中したり、脱落者が出た場合の積立金とした。例えば、巴県の銅器舖は、同業者を強制的に老君廟勝会へ加入させ、差務の均等化を図っている。<sup>②②</sup>また、道光年間、雜糧行は、三行が輪番で差務に充当し、不払いを行なえば告訴も辞さないという行規を定めており、桶

職人の組合は新規業者より入会金として錢一二〇〇文を徴収し、組合運営及び差務支払に充てている。<sup>24</sup> 同業組合がギルド的規制を強化した契機は、差務の繁重化であった。

幫が同業組合として成長してゆく一方、会馆は同郷組合としての性格を次第に希薄化させてゆく。幫が差務即ち事実上の地方税の請負組織となったのに対し、会馆及び八省客長は地方行政の代行機関となりつつあった。民国『巴県志』は、八省客長の活動をかなり詳細に記述しているが、要約すると次のようになる。

① 盤金局（巻四、賦役、征權、「盤金統捐」）

盤金局は咸豊六（一八五六）年、紳商により設置された。牙行が移出入商品に対し価格の六%を代収して月毎に盤金局へ送金し、局はこれを取り纏め、川東道庫に納付した。これは老盤と呼ばれた。続いて咸豊一〇（一八六〇）年、県紳段大章が府県及び客商と協議し、正盤六%・積穀付加二%の他、団練費として九%の追加徴収を決定した。また、移入の大宗であった棉花には、每包銀一錢（買手が二五%、売手が七五%を負担）を追加徴収し、移出商品には、船盤二%（客商と船戸が一%ずつ負担）を付加することとした。これは新盤と呼ばれた。

② 積穀局（巻四、賦役、倉儲、「八省積穀」）

咸豊八（一八五八）年、川東道王廷植が積穀局を開設。房租と積穀付加盤金、更に棉花盤金を資金として米穀三万石（市斗）を採買し、その管理は八省客紳に委託した。後これは八省積穀と呼ばれた。

③ 利権擁護（巻一六、交渉、教案、「長安寺記」）

咸豊八（一八五八）年、重慶要害の地である長安寺が北京の輕率な判断でフランス伝道教会に供与された。このことに憤慨した民衆が同治二（一八六三）年に教会を打ち壊し、外交問題に発展した。成都將軍兼任四川總督崇実は八省紳首が首謀者であると判断し、成都に召喚して断罪しようとしたが、知府楊は彼らが郷土のために血を流そうとしていることを想い、調停に尽力したので、八省側が賠償金二十数万両を支払うことで和解が成立した。教会は別地に移築され、長安寺跡は八

省に与えられた。

④ 水会公所(卷一五、軍警、警察、「消防」)

光緒九(一八八三)年、知府唐翼祖・知県国璋が巴県県域に消防団を設置し、紳商より資金を集め放水器を購入。八省紳商に消防団の運営を委託する。

⑤ 養蚕奨励(卷二一、農桑、蚕桑)

同治八(一八六九)年、川東兵備道姚覲元が巴県で養蚕奨励政策を実施。八省客長がこの事業を継承し、光緒末桑園を創設。農民に桑種を販売した。また、川東兵備道張鐔は八省客長が冬季に開設していた粥廠を停止させ、施粥資金で八省蚕桑公社を設立させた。更に宣統三(一九一)年、知県沈克則が八省蚕桑公社と共同で巴県八省蚕桑伝習所を開設した。

これらのことから、清末の八省客長は、商業秩序の維持と商人間の紛争調停という本来の業務を超えて、地方官の指導の下に徴税請負や地域振興などの地方行政に参画するに至ったことが理解される。客長側は地域社会のために積極的に資金を供出し、地方当局もこれに依存していた。更に、彼らは地域防衛のためにも行動を起こし、地方官も一定の理解を示していた。これは鄉村や地方都市における「紳糧」「局士」の成長と軌を一にしているだろう。八省客長が嘉慶以降次第に「紳商」「八省紳首」「八省客紳」「八省局紳」など「紳」と表現されるようになったのは、彼らが地域レベルで公的地位に立つようになったことを意味している。

ただ、八省客長は会館の上部組織に過ぎない。会館は各幫を通じて「釐金」と呼ばれる会費を徴収していたし、八省客長は更にその一部を積み立て、不動産を購入することもあった。しかしその経済力は地方行政を担うにはあまりにも乏しい。地方公局が田賦の附加税を財源としたように、八省客長もまた独自の恒常的財源を必要としていた。それは釐金<sup>⑦</sup>、蔽密に言えば釐金の附加部分であった。

① 会館と公所には明確な機能の相違が無かった。『清國行政法』第二

卷、五〇九頁、「之を要するに会館及公所は多くは相混合して其本来

の性質を存するものなし。故に兩者を対立して其異同を弁すること能はず。乃ち兩者共に他郷に於ける同郷人又は同業者の団体にして相互の親善救済を図り、又は營業上の利益を保全することを目的とするものなりと謂ふべきなり。

- ② 八省会館・八省客長については、根岸佑「支那ギルドの研究」（斯文書院、一九三二年）三一八〜三一九頁に詳しい。但し会館が地方行政に参加するようになるのは一九世紀後半以降のことであり、当初はそのような地方自治機能は具有していなかった。同様の観察は、*Decennial Reports, 1882-91, Chungking, 1891, p. 119-122.* にもなされている。また「通商彙纂」六九・七二・七四号「清國重慶商店の諸規約并習慣」（明治三〇年二月一七日）には、一八九七年在重慶各省会館について、湖広・江西・江南・浙江・広東・福建・山西・陝西八省会館の他、雲貴会館及び棹棧公所（河南幫）を挙げており、更に棉花幫について「重慶に於て江蘇省其他地方の産棉を輸入し売込む問屋を八省白花行幫と称し、江蘇・浙江・江西・安徽・湖南・湖北・広東・福建の八省人の開設せる問屋の組合なりとす」と述べている。
- ③ 「巴県檔案」三二〇〜三二一頁、「劉起龍等人供状」（乾隆二八年一月二五日）

小的今年四十九歳。在本城開錫匠舖。打錫生理。向來行內買錫的秤。是口一五口。有壳客劉城門。私把行秤法碼。都改擊了。小的們具控捕府。批委八省客長公議。

- ④ 「巴県檔案」二三八頁、「巴県告示」（嘉慶六年四月七日）。
- ⑤ 「巴県檔案」三四四頁、「巴県告示」（乾隆五六年四月一〇日）。また、前掲拙稿、はじめに註④、参照。
- ⑥ 「巴県檔案」四〇一頁、「江北捕序告示」（乾隆二八年二月二日）身等慮此。協同客長羅東昇等。公議得李大順為人朴实。且識水性。議伊承充渡夫。

- ⑦ 「巴県檔案」四一三頁、「譚世順告状」（道光二五年七月二三日）
- 渝城朝天・千斯・太平等五門。歷口（綫）口（八）省有撥船。撥運客貨。供応文武各衙門差使。

- ⑧ 民国「梁山県志」卷四、建置
- 八省長生会。始自乾隆六十年。時署嘉定府事。為鄧公名熾。見嘉城三面臨水。屢現浮屍。勸士紳購地掩埋。時当承平。即有城紳李姓・曹姓・鍾姓・唐姓・潘姓等。倡首約集八省人衆。各捐巨金。交商生息。除購地施棺外。並雇船於附城兩地。名長生会救生紅船。至今百有余年。相沿無異。

- ⑨ 「巴県檔案」二五二〜二五三頁、「八省客長稟状」（嘉慶六年六月二四日）。

- ⑩ 幫は同郷組合にも同業組合にも使用されるが、清代後期以降特に活発化するのと同業組合の幫である。但し同郷者が同じ職種に従事している場合には、出身地名を冠した幫を結成する事もある。このような幫は、同業組合の一種と見做して良からう。なお前註②「清國重慶商店の諸規約并習慣」は、同業幫の行規を記載しているが、同郷幫については商店名が列記されているに過ぎない。

- ⑪ 「巴県檔案」三四九〜三五〇頁、「林文敷稟状」（乾隆五〇年四月二日）

緣因大小西河先年山客來行壳斃。憲應定行規。不能遵行。至四十四年。王乾輝等議收斂金。立禁碑。每年演劇敬神。以定章程。

- ⑫ 「巴県檔案」三五〇頁、「唐長發等供状」（嘉慶一六年八月二七日）
- 監生是江津県人。年四十歳。先年販斃來渝發壳。乾隆六十年。九河山客派取斂金。在東水坊。建修梅葛廟宇。
- ⑬ 「巴県檔案」二三七〜二三八頁、「辦行行規」（嘉慶六年）。
- ⑭ 「巴県檔案」三五一〜三五二頁、「譚志隆訴状」（道光三年一月一〇日）

去春被吳兆熊具稟故帖在案。沐恩招募更換蟻帖名諱迪徽承充。今春蟻經開楚客長并行鄰戚族人等。在公所清算更帖一切使費。共用銀八百余兩。

⑮ 『巴県檔案』三五二〜三五三頁、「邱發源等供狀」(道光八年一月一日)、「巴県正堂移」(道光八年一月二七日)。

⑯ 『巴県檔案』三五三〜三五四頁、「潘万順等稟狀」(道光九年三月七日)。

前月二十七蒙訊。諭令書差算賬。二十九在東岳廟清算。俊容賬簿与抄粘存案之賬單不符。……乃交存釐金五百一十兩。亦未登注簿內。其有八年演劇用任意口造。碍難核算。俊容奸賄。控稟在卷。批示錄面。八省客長見賬含混。面斥其非。亦未核算。

⑰ 『巴県檔案』三五四頁、「池才順等稟狀」(道光九年四月二日)。

⑱ 清末商會の設立とその活動については、曾田三郎「商會の設立」(『歴史学研究』四二二号、一九七五年)参照。

⑲ 民国『瀘県志』卷二、法团、商會

瀘県商會。始於清光緒末。由塩・糖・白花・銀錢・斗戔・藥材・南貨・山貨・白紙・粗紙・当商・酒商・鍋鉄・竹木・炭商・葉菸・綢緞・蘇貨・油・麻・金葉等二十二(一?)幫組成之。……(民国)十九年。遊部章。改會長制。為委員制。各幫改同業公會。增加猪毛・皮貨・棉紗・書印・玉器・瓷器・火柴・白布・陳衣・製革・刀剪・菜油・書柬・書核・屠商・醬園・帽鞋・陶碗・染房・九河木植等二十幫。共組成四十一幫。

⑳ 民国『簡陽縣志』卷一、公所  
商會。初在縣城中街湖北會館。光緒三十四年成立。

⑳ 民国『榮経県志』卷二、公所  
商會。民国元年。仮福建會館。組織商務分会。現仍旧。

㉑ 『巴県檔案』三二二頁、「胡起先存狀」(嘉慶一〇一年一月二八日)

蟻等系打造銅瓢・銅灯鐵舖生理。渝城僅止五家。凡遇大小差務。以及学院新憲到任需要銅瓢・灯盞。均系蟻等應差。不敢抗違。蟻等設立老君廟勝會。凡於入行開舖者。必須上會應差。庶得均平。

㉒ 『巴県檔案』二四六頁、「雜糧行規」(道光〇四年)

一議。課差為重。三行輪流應辦逐月各衙差料。凡我三行如遇料餉昂貴。值月不得推諉遲誤。倘誤差不正。任二行主稟官。不得私受徇情。

㉓ 『巴県檔案』三二五頁、「陳國才等稟狀」(道光三年三月六日)

蟻等均在渝城上街元桶手芸生理。每年輪流奉簽首人。原議章程。新添一人上街入會。出錢一千二百文。交入蟻等。以作魯祖會費用。應辦文武各衙差務。歷來無紊。

㉔ 『漢口山陝西會館志』卷上、「重建西會館籌收釐金布施小引」「收各幫釐金平碼銀色扣頭規格」によれば、太平天国によって荒廢した會館を再建するため、各幫に「釐金」が割り当てられている。會館の日常經費も同様の形態で徴収されていたものと推測される。

㉕ 『巴県檔案』三二二頁、「許益順稟狀」(嘉慶二三年二月五日)  
太平門園通寺。民等八省積有釐金。置壳(買?)白象街舖房一間。放佃收租。以作祀神之費。

㉖ 「釐金」という語は咸豐年間に開始された内地関稅の意味の他、既述の如く會館や幫などの商人組合では、會費の意味に用いられている。但し、組合費としての「釐金」がやがて租稅としての釐金に転化したとは考えられない。



### 第三章 差務から釐金へ

国家財政の窮迫に加えて太平天国鎮圧のための軍餉捻出に苦しんだ清朝は、咸豊四（一八五四）年より商業に対する課税を開始した。これが釐金である。釐金については、夙に羅玉東の包括的研究があるが、我が国でも専制国家の租税収奪の一例として研究がなされてきた。<sup>②</sup>しかし前者は制度と運用の詳細な再現に止まり、後者は小商品生産に対する収奪の強化という釐金の否定的側面を強調する余り、地方財政制度の確立という側面を等閑視してきた。では、釐金は財政史的観点から如何に位置付けられるであろうか。

四川の釐金は、咸豊六（一八五六）年、各県の士紳により地方の防備を目的として設置された。当初は臨時課税の性格が強かったが、咸豊一〇（一八六〇）年、通省釐金辦法が制定され、成都に釐金総局、主要都市に分局が設置されて以降、本格的徴収が開始された。<sup>③</sup>税率は数%程度とも、平均二%とも言われている。<sup>④</sup>同治元（一八六二）年、士紳による徴収が官収に変更されると、税收規模が確定し、釐金収入は次第に増加したが、同治一一（一八七二）年以後減少に転じた。しかし光緒三（一八七七）年、四川総督丁宝楨の釐金整頓により再び増収となり、光緒二〇（一八九四）年以降糖釐・菸酒釐・竹篋釐・春茶釐などの税率が次第に引き上げられていった。

重慶の釐金には老釐と新釐があった。老釐即ち貨釐は、常関で貨物の数量を申告し、販売終了後売り上げに応じて納税する従価税であったが、新釐は特定の商品や船舶の通過税として各局で徴収された。釐金局は長江流域を中心とした交通の要衝に設置され、重慶局の下には相国寺・唐家沱・迴龍石の三分局が置かれていた。収入が最も多かった局は夔府局であった。

さて、重慶（巴恩）釐金局では、既述の如く、正釐が従価六%、積穀付加が従価二%、団練付加が従価九%で、棉花は每包銀一銭の釐金を、移出商品には船釐として従価二〇%を付加していたが、この内、当初主要財源と目されていたのは、

移入の大宗を占めていた棉花に対する付加釐金であった。光緒中期、釐金局の報告には、

査するに本局の老蠶、向來紳商開辦の初は、専ら棉花を持ちて第一の大宗と為せり。彼の時洋布尚未だ暢行せず、棉花の銷數、之を近今と較ぶれば、何ぞ當に倍蓰のみならん。故を以て百貨は率ね皆値百抽一を以て准と為し、棉花は則ち只包を按じて抽收せり。

然るに抽する所の數は、百貨と較べ少為りと雖も、而して全年の銀數は、竟に百貨より逾ゆるを致せり。<sup>⑤</sup>

と述べられており、課稅率の低い棉花釐金の方が、總収入では百貨釐金より多かったのである。

釐金が従來の差務の發展形態と見做し得る根拠は、その徵收システムの類似性である。丁宝楨が制定した「四川釐金画一章程」によれば、釐金は客商が自ら局に赴いて納付することとし、牙行や船戸の代收を禁止しているが、巴県では牙行が老蠶を代收し、毎月取り纏めて釐金局へ納入していた<sup>⑦</sup>。また、嘉定府産の白蠟は、光緒二二（一八九六）年より嘉定白蠟会社が釐金を代收していたが、同府樂山県では、民国期、蠟行が毎年警察や学校の維持費を代收しており、蠟行が白蠟釐金の付加として行政費を徵收するようになったと推測される。更に、四川では確認されないが、会館や幫が釐金徵收を請け負うこともあった。これは「認捐」と呼ばれていた<sup>⑩</sup>。例えば広西省梧州府では、同治年間、該地の粵東會館が所属の公幫を通して、毎月付加稅部分である小釐（付加釐金）及び經費（釐金局經費）の徵收を代行していた<sup>⑪</sup>。このように、釐金は差務と同様、牙行・幫・會館などを通して徵收されていた。そしてこの付加部分が、団練や積穀、警察や学校など純粋な地方行政費として使用されていたのである。

全国的動向より見ると、四川省は、釐金を重要財源と見做していた湖北省と並んで、その負担が最も重かったと言われている<sup>⑫</sup>。光緒二八（一九〇二）年頃の四川省財政収入の中では、塩稅が六四・四%の高値であるという特殊事情を除けば、田賦の一四・五%に対し釐金は九・六%であり、遜色の無い地位を占めている<sup>⑬</sup>。これは釐金正稅のみの數値であり、省政府が回収出来ない付加釐金の圧倒的多さを勘案すれば、州県財政を含めた地方財政に占める釐金の役割は非常に高かったものと言えよう<sup>⑭</sup>。

なお、地方行政財源には、付加釐金の他「地方公款」と呼ばれる特別資金があった。地方公款には、典当などで資金を運用し利息を使用する「息款」、富裕な廟会より資金を提供させる「廟会提款」、特別な場合に限り富民より捐納を募る「捐款」に加え、行商・団董などより資金を提供させる「帮款」があった。捐款が臨時課派であったのに対し、帮款は一定の規則がある恒常的課派であった。<sup>⑮</sup>

釐金は差務という地方当局の恣意的徴収を公的制度の枠内に組み入れた点では画期的であったが、丁宝楨の法制整備にもかかわらず、実際には代收制を継承したので、差務と同様、相对売買による漏税に苦しめられた。同治四（一八六五）年には、客商が牙行を仲介せず砂糖を直接売買し釐金を脱税しているとして、八省客長楚宝善らが巴県に禁止措置を願い出、同治一一（一八七二）年には、糖帮首士王宏裕らが川東道鍾肇立の制定した章程を提示し、巴県に取り締まりを要請したが、何れも一時的効果しかなく、糖帮は光緒七・一一（一八八一・五）年に、再三再四の請願を行なっている。<sup>⑯</sup> また、生糸取引の場面でも、糸販が不法の経紀と内通して糸行を介さずに生糸を密売し、釐金及び牙行の行用を脱漏する事態が頻発している。<sup>⑰</sup> 脱税の他、經理の不正事件も起こった。光緒三〇（一九〇四）年には、慶泰麻行の黃懋齋が、同帮の戴祥遠・義昌永・洪吉祥等に代って納めるべき釐金を着服していたことが発覚し、未納額及び五倍の追徴金総計一〇〇八両の支払いを命ぜられている。<sup>⑱</sup> 地域市場が網羅的に展開していた清末四川では、牙行は最早商品流通を部分的にしか掌握できなくなっており、牙行や帮による請負制では釐金の公平な賦課は困難であったが、財政の逼迫した清朝は、徴税システムを整備する余裕を持たず、結局安易な代收制に依存してしまった。

以上のように、釐金は本来、太平天国鎮庄のための軍事費捻出を目的とした臨時課税であったが、実際には恒常的に賦課され、特に釐金付加税は地方行政費として使用された。釐金の徴収は、流通に対する非公式課税であった差務を継承し、牙行・帮による請負制を採っていた。しかし、差務を釐金へ収斂させたことによって、地方行政はより公的な財源を確保された。

商税を基礎として財政的基盤を強化した地方政府は、やがて中央政府から相対的に自立した経済政策を実施してゆく。湖北省では、張之洞によって流通に依拠した財政システムを確立し、省権力の強化と独自の財政運用を実現していた。<sup>⑧</sup> 残念ながら湖北ほどダイナミックな展開は遂げなかったが、四川もまた、流通課税を契機として、中央政府からの半独立化を推進しつつあったものと思われる。

- ① 羅玉東『中国釐金史』（上海商務印書館、一九三六年）。
- ② 小林一美「中国半植民地化の経済過程と民衆の闘い——釐金をめぐって、一九世紀後半——」（『歴史学研究』三六九号、一九七一年）、高橋孝助「一九世紀中葉の中国における稅收奪体制の再編過程——釐金研究序説——」（『歴史学研究』三八三号、一九七二年）、同「清末における釐金取奪と小農民経営」（『歴史学研究』三九二号、一九七三年）、夏井春喜「洋務運動時期稅收奪体制の再編——『捐收奪』の意味するもの——」（『中国近代史研究会通信』三三号、一九七六年）。
- ③ 『四川全省財政説明書』「百貨釐金」及び問詢『蜀海叢談』巻上、「釐金」。
- ④ 『蜀海叢談』は「釐金なる者は、値銀老兩の貨毎に、僅かに捐銀一釐或いは二三釐を抽するに因るなり」と言い、『財政説明書』には「平均稅則は、約ね値百の二を抽す」とある。
- ⑤ 『巴県檔案抄件』「渝城老釐局以洋票運漂棉花應撥案完釐移巴県文」（光緒十七年五月二日）。なお『巴県檔案抄件』は魯子健『清代四川財政史料』下巻（四川省社会科学院出版社、一九八八年）六三一〜六三二頁、に拠った。以下『史料』と略記。
- ⑥ 『史料』六一七〜六二二頁  
客貨到時、応令親赴局卡。完納釐金。不准行戶・船戶代為上納。  
⑦ 民国『巴県志』巻四、賦役、征權、「釐金統捐」  
由紳商設局。凡市埠買賣貨品。按值每兩抽取六釐。俱由牙行代收。
- ⑧ 月総其教交于局。局又匯解于川東道庫。  
⑨ 『四川全省財政説明書』「百貨釐金」  
嘉定白蠟。本屬百貨之一。光緒二十二年。於嘉定城。改設公司。……  
…… 各局應抽之蠟釐。由公司統收。  
⑩ 民国『梁山県志』巻四、建置、獄市、  
蠟行。自前清至今。改組屢矣。…… 每年代收警費・學費。多寡不等。  
馬場欽太郎『支那經濟地理誌・制度全編』（禹域学会、一九二八年）  
九八七頁に拠れば、認捐とは「釐金の一定額を認諾して納入するの法  
を称し、一地方に於ける會館・公所或は商會等の代表者たる董事が同  
業者等の利益の爲めに釐金の納入を請負ひ、該地方釐金総局の総辦と  
一箇年間該業者の輸出入すべき定額を協定して稅額を定め、營業者は  
董事より之が分担を受けて納稅し、董事は毎月總局に其請負額を納付  
するものとす」と説明している。
- ⑪ 『梧州會館小釐稅費稿簿』（東洋文化研究所蔵）。同書は梧州府の  
粵東會館が広西省に提出した毎月の附加釐金代收の報告書の抄本であ  
り、同治九年四月より同治十一年一月までの徵收額が記載されている。  
⑫ 『支那經濟全書』第一輯（東亞同文會、一九〇七年）  
〔湖北省〕此省は釐金の乱雜最も甚たし。…… 張之洞は釐金をは其最  
要財源と見做せり（五一三頁）。
- ⑬ 〔四川省〕此省にては釐金甚た高く、其教多の水路に於て容易に徵收  
することを得（五一六頁）。

⑬ 同右、九六七～九六八頁（百分比は四捨五入）

田賦 七七四、七八一兩 一四・五%  
雜稅 二一九、五八五兩 四・一%

釐金 五一四、九四六兩 九・六%

關稅 四〇〇、一三五兩 七・五%

鹽課 三、四五〇、四七六兩 六四・四%

合計 五、三五九、九二三兩 一〇〇・〇%

⑭ 但し、田賦なども州県が存留する付加部分は当然であった。

⑮ 省財政では、前註⑩塩課のうち二、九二四、八八八兩（総収入の実に四・六%）が「稅羨截盤正雜各款」と呼ばれる公款であった。

⑯ 『四川全省財政説明書』「四川各州県地方公款」。

⑰ 『巴県檔案抄件』「川東道為偷漏糖釐札巴県示禁文」（光緒十一年七月）『史料』六三四～六三六頁、所収

民等請貼開行納課。咸豐六年。前憲設局抽釐。資助軍餉。給發循環印簿。凡客商販糖包求徹發售。必須入民等之行。登簿抽釐。按月繳局。責成民等。斯時糖包悉歸行壳。釐金平旺。嗣因客商貪利。凡販糖抵渝。不投行售。自行私起城鄉内外佃房寄存。覓主售壳。抑或借過江名色。在渝沿江兩岸。改包駁桶。買壳二家。私相交易。同治四年。經八省楚宝善等。稟請前憲恒。出示嚴禁。後商販等違示不遵。十一年。糖幫首士王宏裕等。粘呈前憲鍾示定章程。匯懇前巴主事。

### おわりに

乾隆期より、巴県では差務と呼ばれる地方行政協力費が商人層より半強制的に徴収され、嘉慶白蓮教反乱を契機として、次第に強化されていった。咸豊以降、差務は釐金の付加税部分に収斂され、従来公的には殆ど認められていなかった地方

照章出示曉諭。客商等畏俱歛迹。事久故習復萌。

⑱ 『巴県檔案抄件』「渝城老釐總局為嚴禁冒充經紀串通私售漏釐移巴県文」（光緒十九年七月）『史料』六三六頁、所収

民等開買糸行糸店。承領牙帖。完納課稅。歷代督憲・學憲・道府憲各衙迎春開筵紅彩差徭。原領各路糸販投落行店。民等代為買壳。收取行用支店。因遭縣城游痞冒充經紀。沿街口攪。上漏釐金。下騙行用。……茲民等查知。各路糸販。惟禁江県一路。界連各屬。每年出糸。較之各路最多。本城用勉亦寬。近年并阻（政）串通私售。一律抗不投落行店。雖民等稽查得實。奈伊等又勾通舖戶作房。出頭挺背。詐稱出庄各處買回。不惟騙賴民等行用。公局釐金。悉行偷漏。当初牙行が總督・學政・道台・知府より賦課されていた「差徭」即ち差務が、やがて公局の釐金へ移行して行ったことは、この史料からも窺える。

⑲ 『巴県檔案抄件』「渝城老釐局為歷行漏釐罰款上釐金總局・川東道稟」（光緒三〇年九月）『史料』六三六～六三七頁、所収。

⑳ はじめに註⑩黒田「清末湖北省財政の分権的展開」。

㉑ 民国期の四川軍閥政權も釐金を主要財源の一つとして位置付けていた。シエローム・チェン著、北村稔・岩井茂樹・江田憲治訳『軍神政權——軍閥支配下の中國』（岩波書店、一九八四年）一七〇頁。

財政を不完全ながら制度化させる役割を担った。

商人に対する非公式課税の段階的強化により、客商の同郷組合である会館と、会館の下部組織で同業組合中心の幫との機能分化が起こった。幫は各牙行を介して差務そして釐金の徴収を請け負い、清末以降商會を形成した。一方会館は、従来の商業秩序維持・紛争調停機能ばかりでなく、釐金付加税を基礎として地方行政へも参入するようになった。以上が本稿の結論である。

なお、同郷組合の中から同業組合が成長してきた背景には、差務強化の他、客商が四川に定住し、地域市場内部での活動が活発化したことにより、同業者間のネットワーク形成が重要になったことも考えられる。<sup>①</sup> 地域経済の自立化に伴う地域社会の再編過程、財政基盤を確立して中央政府から自立化しつつある地方政権への地域エリートの収斂過程などについては、別の機会に論じることにはしたい。

① 白井佐知子「徽州商人とそのネットワーク」『中国——社会と文化』  
六号、一九九一年。

and other influential local persons. Meanwhile, the Qashqā'i tribe became powerful among the tribes of Fārs and a member of this tribe threatened the status of the Nūrī family within the government. At last this tribe gained such great power as to be able to drive away the Nūrī family.

## The Formation of Local Government Finance in Sichuan during the Late Qing Period

—guilds and *lijin*—

by

YAMAMOTO Susumu

From the Jiaqing period (1796-1820) on, as the central government became increasingly short of funds, the local government authorities, which had no independent sources of revenue of their own, began to pay attention to the commercial tax. The government of Ba 巴 county (comprising the city of Chongqing) in Sichuan had already since the Qianlong period (1736-95) been collecting a fee called *chaiwu* 差務 from merchants to defray local administrative expenses, but it took advantage of the imposition of a tax known as the *junchai* 軍差 for the suppression of the White Lotus rebellions to strengthen and regularize the practice. From the Xianfeng period (1851-61) on the *chaiwu* was absorbed into the *lijin* surcharge, and the hitherto unofficial local finances became somewhat institutionalized.

The merchants strengthened their organization in order to prevent unfairness in the *chaiwu* tax burden and tax evasion. It was the so-called *bang* 幫 that handled these functions. *Bang* were lower branches of guilds organized for collecting *chaiwu* and *lijin* through brokers; from these, *shanghui* 商会 were formed from the late Qing on. Thus the guilds, which were originally associations of merchants from the same regions, came to participate in the local administration (which depended on the *lijin* surcharge) in addition to their original functions of preserving order in the business world and arbitrating disputes. Through the institutionalization of local government finances and the introduction of the merchant class into local administration, a new regional governing structure was constructed in Sichuan.